

ABL 協会
設立趣意書

我が国における産業金融は、間接金融に大きく依存する中で、とりわけ直接金融市場からの資金調達が困難な中堅・中小企業にとっては不動産担保や個人保証を中心とした資金調達を主流としてきた。しかし、例えばバブル崩壊後など、日本経済低迷期においては不動産価格の下落に伴って多くの企業が資金調達難に直面し、企業の成長と資金調達が必ずしもマッチングしていないという事象が明らかになった。

こうしたことから、我が国の産業金融の円滑化策として、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法が着目され、その具体的手法である ABL (Asset Based Lending) の普及が産業界・金融業界双方からのニーズとして高まりつつあるところである。

ABL は、企業が有する在庫や売掛債権、あるいは機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法であり、貸付審査に際して企業の事業価値の総体を見極めるという融資機関の本質的な機能が自ずと発揮されることから、借り手と貸し手のリレーション強化による信頼関係の深耕に役立ち、ひいては資金調達手法の多様化・資金調達枠の拡大に大きく資する。我が国企業の成長力を加速するためには、こういった ABL の持つ企業価値発現機能に着目し、企業の成長を促す新しい金融慣行としてその普及を促すことが重要である。

本協会は ABL という新しい金融慣行の健全な普及・発展のために、ABL にかかわる企業・団体の枠組みを超えた横断的な推進や、実務及び研究に携わる者の広範なネットワークの構築に資する活動を行うとともに併せて、ABL の社会的信用の確保や債務者の保護を図ることとしたい。

このような活動を通じ本協会は、自由な経済活動の機会が増進し、我が国経済の成長、発展に寄与し、ひいては国民生活の安定向上が図られることを期待するものである。

以上の趣意及び設立発起人の総意をもって、ここに「ABL 協会」を任意団体として設立する。

平成 19 年 6 月
ABL 協会設立発起人一同

役員一覧

平成22年5月11日現在
(50音順・敬称略)

【理事長】

- 池田 眞朗 慶應義塾大学法学部 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

【理事】

- 相島 正美 日立キャピタル株式会社
- 小野 隆一 トウルーバグループホールディングス株式会社
- 金城 亜紀 株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
- 後藤 敏彦 株式会社三菱東京UFJ銀行
- 坂井 秀行 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所
坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) 弁護士
- 酒井 雅士 興銀リース株式会社
- 佐野 秀一 株式会社三井住友銀行
- 塩田 哲 オリックス株式会社
- 高井 裕之 住友商事株式会社
- 田中丸 修一 NECキャピタルソリューション株式会社
- 中村 康平 株式会社商工組合中央金庫
- 野村 勉 株式会社みずほ銀行
- 平山 泰行 株式会社りそな銀行
- 廣本 裕一 三菱商事株式会社
- 南 晃 丸紅株式会社
- 雪矢 正隆 伊藤忠商事株式会社
- 横田 浩二 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

【監事】

- 宮崎 源征 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士

「ABL の普及・活用に向けた各省庁の取組み」

平成 21 年度経済産業省 ABL インフラ整備調査委託事業

「ABL の普及・活用に関する調査研究」(平成 22 年 2 月)

報告書 6 頁より引用

省庁	年度	制度改正・政策
経済産業省 中小企業庁	平成 15	企業法制研究会での動産担保法制度に係る公示制度にかかわる提言
	平成 17	ABL 研究会での課題取りまとめ、テキスト策定、モデル事業の実施
	平成 19	「経済成長戦略大綱」の重点政策テーマとして位置付け
		「ABL 協会」の設立支援
		流動資産担保融資保証制度の創設
	平成 20	「ABL ガイドライン」の公表
法務省	平成 17	動産譲渡登記制度の整備
金融庁	平成 17	地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラムで、「不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充」として ABL 等を位置付け
	平成 19	金融検査マニュアルの改訂により「適切な管理と評価の客観性、合理性等を条件に、動産も一般担保となる」取扱いを明確化
農林水産省	平成 18	畜産部門における新たな資金調達手法（ABL）に関する検討委員会等を開催
	平成 19	
	平成 19	地域活性化を目的とした「農商工連携」の具体策として ABL を推進

ABL の実態（市場規模等）

ABL の実態については、直近では、以下のアンケート調査（以下、「本調査研究」という）が詳しい。下記は、本調査研究からの引用であり、詳しくは、経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001411.pdf）に掲載されている報告書本文をご参照されたい。

経済産業省産業資金課

「平成 22 年度産業金融システムの構築及び整備に係る調査委託事業

銀行セクターのビジネスモデルに関する調査研究」

「Ⅱ．我が国における新たな金融手法の現状と課題」

記

1. ABL の市場規模

平成 21 年度中に新規に実施された ABL の市場規模

件数ベース	6,299 件
実行金額ベース	1,716 億円
残高（平成 22 年 3 月末時点）	2,982 億円

		平成 21 年度中に融資を実行した ABL 案件		
		件数（件）	実行額 （百万円）	年末残高 （百万円）
A. 動産・債権担保融資		6,299	171,596	298,193
	B. A のうち動産のみを担保とした融資	3,198	69,369	130,706
	C. B のうち棚卸資産のみを担保とした融資	502	56,854	71,564
	D. B のうち機械設備のみを担保とした融資	2,718	12,662	15,987
	E. A のうち動産・売掛債権両方ともを担保とした融資	225	29,130	56,563
	F. E のうち棚卸資産と債権を担保とした融資	212	28,931	54,791
	G. E のうち機械設備と債権を担保とした融資	23	239	1,448
	H. A のうち売掛債権のみ	2,876	73,097	110,924
機械設備担保（リース会社保証）		362	7,851	6,376

2. ABLの実績

ABLの実績がある貸し手¹は、52.4%

(業種別 地方銀行 98.0%、第二地方銀行 83.3% 銀行全体 89.5%)

3. 対象業種別新規融資件数構成比

対象業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	サービス業	農業・林業	漁業	その他
21年度	6.7%	64.5%	0.8%	3.8%	8.8%	5.0%	5.0%	1.0%	0.2%	4.6%

4. 担保対象動産の種類（棚卸資産）

動産の種類		平成 21 年度	
		件数（数）	構成比（%）
原材料	鉄、非鉄、貴金属	32	5.4%
	天然素材	3	0.5%
	家畜-肉用牛、豚等	24	4.0%
	家畜-生産用	5	0.8%
	冷凍水産物	69	11.5%
	その他の原材料	43	7.2%
仕掛品		14	2.3%
製品・商品	衣料品	49	8.2%
	ブランド品	18	3.0%
	酒類	22	3.7%
	食品	82	13.7%
	家電	15	2.5%
	DYI 用品	4	0.7%
	自動車	16	2.7%
	楽器	10	1.7%
	その他製品	192	32.1%
計		598	100.0%

以上

¹ アンケートの母数は、主要行（全国銀行協会正会員（地銀・第二地銀除く））9 通、地方銀行（全国地方銀行協会会員）50 通、第二地方銀行（第二地方銀行協会会員）30 通、信用金庫・信金中央金庫（全国信用金庫協会会員）244 通、信用組合（全国信用協同組合連合会会員）131 通、政府系金融機関 6 通、農業系金融機関（農林中央金庫、都道府県信連）28 通、リース会社（大手のリース事業協会理事会社）17 通、商社（日本貿易会 財務委員会所属企業）14 通、不明 7 通の合計 536 通とされている。

ABL の発展の方向性と過剰担保の回避の考え方に関する参考文献

(下線は、報告者によるものである。)

1. ABL の原則は「循環型」(≠「累積型」)

中村廉平「再建型法的倒産手続における ABL の取扱いに関する考察

—いわゆる「固定化」問題を中心として—」NBL908 号 (2009) 30 頁

「ABL において設定される譲渡担保権や質権の対象となる在庫や売掛金は、『原材料の仕入→商品（在庫）の製造→在庫販売による売掛金取得→売掛金の回収→回収金による原材料の仕入』という事業のライフサイクルに伴って絶えず循環・流動していくことが想定されている。したがって、動産譲渡担保の担保目的物はいわゆる集合動産であって、債務者の倉庫から通常の事業活動の一環として搬出された個別動産は担保目的物から除外される一方、新たに加工・製造されて倉庫に搬入された在庫は担保目的物にその都度加えられることになる。同様に、債権譲渡担保（ないし債権質）の担保目的物は、将来発生する売掛金（いわゆる将来債権）をも含む一方、通常の回収活動によって債務者が回収を完了した場合には、担保目的物からは除外されることが当然に想定されている」

須藤正彦「ABL の二方面での役割と法的扱い

—事業再生研究機構編『ABL の理論と実践』を読んで」NBL879 号 (2008) 29 頁

「5 集合動産根譲渡担保、集合債権根譲渡担保としての ABL」

「2 ABL の法的構成」「(2) 譲渡担保の効力」

「(i) 譲渡担保設定者（債務者）は、設定者である以上、譲渡担保権者に対し、担保価値維持義務を負うといえるが（最一判平成 18・12・21 民集 60 巻 10 号 3964 頁参照）、通常の営業の範囲内で集合動産（在庫品）を売却処分し（前掲最一判平成 18・7・20）、集合債権（売掛債権）を回収する権限があり、処分代金、回収資金を営業資金等に用いることができる。

(ii) 集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保では、処分代金や回収資金を設定者（債務者）の営業資金ないしは借入金の返済に用い、新たに流入する集合動産（在庫品）や発生する集合債権（売掛債権）は譲渡担保対象物となり（流動型）、借入れが反復される。集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保は以上のような反復循環構造を本質とするといえる。特に、ABL で行われる集合動産譲渡担保、集合債権譲渡担保では、設定者（債務者）は、コミットメントライン（貸付義務枠）の下、清算換価価値（ボローイングベース）の範囲内で新たな借入れを受けるという反復循環構造である。

(iii) 在庫商品、売掛代金債権は、それらの処分、回復によって譲渡担保対象物から離

脱する。」

2. 「生かす担保」

池田真朗「ABL 等に見る動産・債権担保の展開と課題—新しい担保概念の認知に向けて」
(伊藤進先生古稀記念論文集「担保制度の現代的展開」(2006))

『担保』の経済的機能、つまり、「何のために担保をとるのか」ということに着目して、担保概念についてのパラダイム転換を考えるという提言である。」

「これまでの担保は、債務者の債務不履行があった場合に担保権を実行して債権を回収する、ということが目的であるから、もっぱら『債権者のための担保』であった。その場合、債務者の資産の中から切り出して特定したものを換価処分して、優先的により多く債権を回収できる担保が『強い担保』であり、その際の価値評価が明確でかつ安定しており、また換価処分が確実でかつ処分方法が確立しているものが『良い担保』とされるのである。そしてこの考え方は、その後債務者の経済活動がどうなるのかということは、ほとんど念頭においていない。まさに従来の担保は『回収、清算のための担保』なのである。

しかしながら、これに対して、『債務者のための担保』、より正確に言えば、『債務者の経済活動を存続させるための担保』が考えられる」「これがまさに債権や動産在庫を担保に取る世界でなされるべき議論なのである。」

「債権回収が確実に図れる『強い担保』が『良い担保』なのではない。債務者をつぶさずに、その企業活動を存続させるために適切に機能できるのが『良い担保』なのである。」

「本稿が述べようとしたのは、清算回収のための担保から事業を継続させるための担保へ、『終わらせる担保』から『生かす担保』へ、という担保概念の発想の転換であった。そして、それを法的に裏打ちする作業を探究するのが、二一世紀の担保法学であるべきと私は考えている。」

3. 「担保としての利用可能性を狭めてしまう結果」の回避

伊藤眞「倒産処理手続と担保権—集合債権譲渡担保を中心として」NBL872号(2008)

71頁

「集合債権譲渡担保の倒産手続上の取扱いですが、それをどのように考えるかは、事業用資産担保を利用した、融資のあり方そのものに影響を与えるものです。貸付を行う金融機関の立場からすれば、担保の目的物の範囲は、広ければ広いほど、また、目的物の価値に対する支配力は、強ければ強いほどよいともいえますが、合理的限界を超えてしまうことは、かえって、担保としての利用可能性を狭めてしまう結果となるように思います。」

アンケートの結果概要

(前注)

今回のアンケートは、本会合で ABL 協会が報告する機会を得たことを受けて、ABL 実務に取り組む ABL 協会会員の「現場感覚」に基づく多様な「生の声」を、民法（債権関係）改正の議論の場に伝えるため、ABL 協会会員からの幅広い実務ニーズの収集を図ったものであり、ABL 協会として統一した改正要望意見の形成を目的として行ったものではない。

1. 回答数と回答者の属性

回答数：17 通	内訳	ABL 債権者	11 通
		ABL 関連サービスアドバイザー	4 通
		その他（保証会社及び弁護士）	2 通

(報告者コメント)

- ・ 回答の半数以上は、ABL の債権者（担保権者）の実務経験に基づく意見である。「ABL 債権者（担保権者）」は、都市銀行、地方銀行、政府系金融機関、ノンバンク及び商社等が含まれている。
- ・ 「ABL 関連サービスアドバイザー」とは、債権回収会社及び資産の評価や処分に関わる外部専門業者である。

2. 譲渡禁止特約の効力（将来債権譲渡との関係）

- ・ 譲渡禁止特約全般についての ABL 協会会員から寄せられた意見は、「譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（ABL 協会）」（部会参考資料 5-2）において報告されたとおりである。
- ・ 中間的な論点整理においては「将来債権の譲渡後に、当該債権の発生原因となる契約が締結され譲渡禁止特約が付された場合に、将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することの可否を、立法により明確にすべきかどうかについて、譲渡禁止特約によって保護される債務者の利益にも配慮しつつ、更に検討してはどうか」との言及がなされたが、ABL 協会内の ABL 法制研究会においても、同様の論点についての指摘が行われていたことから、アンケート調査を行った。

- 将来債権の譲渡後に、当該債権の発生原因となる契約が締結され譲渡禁止特約が付さ

れた場合に、将来債権の譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗することの可否を立法で明確化することについて

(回答)

譲渡禁止特約の効力を制限するニーズを示す回答

(=将来債権譲渡の譲受人を保護するニーズを示す回答) : 10社²

譲渡禁止特約の効力を認めるニーズを示す回答 : 1社³

(理由)

譲渡禁止特約の効力を制限すべきとの回答に記載された理由

- 特例法登記も浸透してきており、譲渡禁止特約を付す際には債務者としても一定程度の調査義務があるのではないかと (A-1)。
- 債権譲渡の後で締結された譲渡禁止特約が有効であることが確定した場合、債権の譲受人が当該譲渡債権に対し恣意的に譲渡禁止特約を締結することによる許害的な担保逃れ行為を助長することとなる (A-2)。
- 事後的な譲渡禁止特約を有効にするようなことになれば、大混乱をきたすことになる (A-3)。
- 譲渡禁止特約を事後的に付した場合であっても譲受人に対抗することができることとすれば、譲受人はいくら注意を尽くしたとしても損失を防ぎようがない (A-9)。
- ABL 債務者に、譲渡禁止特約が事後付帯されているか否かを毎月報告させているが、それでも、虚偽申告等により、破綻時になって初めて事後の譲渡禁止が発覚するリスクが残り、ABL の拡販を阻害しており、担保評価額を下げる大きな要素である (A-11)。
- 実務上将来債権が発生した都度、譲渡禁止特約の有無を確認することは作業負担が高い (C-2)。
- 譲渡禁止特約が付されたことにより、売掛債権担保が担保不適格扱いに変更された実例がある (C-3)。

(報告者コメント)

- ・ ABL 発展のため、将来債権の譲受人を保護すべきである、との、ほぼ一致した実務ニーズが示されている⁴。譲渡禁止特約の効力否定を特に追記する意見も複数あった。

² 質問事項1に対する回答番号 A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, A-8, A-9, A-10, A-11, C-2, C-3

³ 質問事項1に対する回答番号 A-4

⁴ 但し、回答者の大半が ABL 債権者であることにも留意しなければならない。なお、譲渡禁止特約の効力を認めるニーズを示す唯一の回答も、ABL 債権者の立場からなされたものであるが (A-4)、その理由は特に示されていない。

3. 債権譲渡の対抗要件（民法467条）

○ 債務者をインフォメーション・センターとする現行制度の存続又は改善に関して

債務者をインフォメーション・センターとする現行制度の存続ニーズに関する意見

- 既存取引の安定性を阻害し大きな混乱を招くような改正は控えるべきである。特に将来債権について既に譲渡されている現状下では、対抗要件制度については、優先順位の変更や制度の統一等は行わず、現行制度を基本的に維持するのが望ましい（A-2）。
- 債務者の異議なき承諾による対抗要件の安心感が高いことから、特例法への一元化は難しいとは考えます（A-5）。
- 実務においては、債権譲渡の第三者対抗要件について、民法による対抗要件と特例法による登記を使い分けることにメリットがある（A-7）。
- 債権譲渡登記制度は、取引先に債権を譲渡担保として提供した事実を知られることなく対抗要件を具備することのできる制度として有効に機能しているが、一元化にはデメリット（売掛債権の担保の掛け目は、「承諾」が最も高く、「通知」「登記」の順に低くなっている。また、登録免許税や司法書士報酬等のコスト増となる）も懸念される（A-9）。
- 登記制度が十分に拡張するには、現在の登記実務のレベルを勘案すると相当程度の時間を要すると思われる。従って、C案の二元的な対抗要件制度を基本的に維持する方向で検討されるのが望ましい（C-1）。

債務者をインフォメーション・センターとする現行制度の実効性を疑問視する意見

- 対抗要件は一般的に「承諾」とすることが多いと思われるが、真の債権者が誰かについて債務者に問合せが行われたとの事例は現在のところないようである（A-6）。
- 債務者がインフォメーション・センターとして機能することは難しいのではないか。特定の債務者の債権が多数に及ぶ場合には債務者にとって過大な負担となる可能性があるほか、債務者の管理能力によってはインフォメーション・センターとしての機能を十分に果たさない可能性がありますし、そもそも、ABLレンダーが債務者に直接コンタクトすることは平時では借入人のビジネス上不適切であり、差し控えてほしいと言われる（A-8）。
- 債務者が第三者対抗要件上の鍵となってしまう構造に問題があるのは事実

(A-11)。

債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化するニーズに関する意見

- わかり易さという観点から、債権譲渡の第三者対抗要件が登記に一元化されることが望ましい。但し、実務上の混乱を回避するため、例えば5年程度の経過期間を設け、その間に徐々に一元化を図ることができないか (A-3)。
- 登記以外の第三者対抗要件具備の方法を認めていると、ABL レンダーとして、債権譲渡の順位について確信を有することができない可能性を残すことになるので、担保の設定順位が明確になるような手当が必要 (A-8)。
- 現在の登記制度の改良を進めたくうえで、将来的には、第三者対抗要件の登記への一元化を目指すべき (C-3)。

(報告者コメント)

- ・ 債務者をインフォメーション・センターとする現行制度を存続させることについては、実務上のニーズがあることを示す回答が相当数に上った。
- ・ 一方、債務者をインフォメーション・センターとする現行制度については、対抗要件としての実効性を疑問視する声も複数寄せられた。
- ・ また、債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化する方向性を支持するニーズも示されているが、直ちに一元化を求めるというよりも、将来的な課題として位置付けられるものが目立った。

○ 債権譲渡登記を個人も利用可能とするニーズについて

個人にも利用可能とするニーズを肯定する意見

- 資金調達ニーズについては、法人のみならず個人事業主等についても高いものと考えられる (A-2)。
- インフラに関して、個人でも登記が可能となる仕組みづくりが必要 (A-6)。
- 地域金融機関を中心に、個人の農業従事者等に対して ABL を提供する事例が増えつつある中、登記制度を個人でも利用可能とすることへの期待が高まっていると思われる (C-3)。

個人にも利用可能とするニーズが顕在化していないとする意見

- 個人ニーズは了知していない (A-10)。
- 対象を個人に拡大するニーズは特に感じない (C-2)。

4. 債権譲渡の債務者対抗要件（権利行使要件）の見直し

○ 債務者対抗要件（権利行使要件）として「債務者による承諾」を併用する現行制度の存続ニーズに関する意見

- 案件に応じて適切な債務者対抗要件を具備できる現状においては、実務上、特段の問題点、要改善事項は見当たらない（A-1）。
- 債務者自身が債権譲渡の事実を予め認識し、これを承諾することにより、債権譲渡があることを前提とした資金の流れを規定し明確化した上で取引を行いたいとのニーズも多い。債務者による承諾を併用する現行の制度の存続が望ましい（A-2）。
- 実務上は債務者が承諾している債権譲渡案件が最も安全性が高い（A-3）。
- 承諾による抗弁権の切断効果は金額の確定等において ABL 債権者にとってメリットは大きい（A-5）。
- 「通知」は内容証明郵便で送付する必要があるため手続上も煩雑となることが予想される。手続上、「承諾」の方が「通知」に比べて簡便である。対抗要件を「承諾」とすれば、譲渡禁止特約がある場合でも当該特約を解除する効果がある（A-6）。
- 債権の譲受人にとって、「債務者による承諾」による債務者対抗要件の具備と同時に抗弁の切断の効果が得られることはきわめて有用であり、存続させるべきである（A-7）。
- 公共工事に係る工事請負代金債権を担保徴求する場合、必ずと言っていいほど抗弁権を留保した「異議を留めた承諾」をされているのが現状である。また、「異議を留めない承諾」は、抗弁切断の効果が得られるので、他の対抗要件よりも担保の掛け目を高く設定している（A-9）。
- 異議を留めない承諾の実用性は高く、実務上は継続利用ニーズがある（C-1）。

（報告者コメント）

- ・ 債務者対抗要件（権利行使要件）を「通知」に一本化するニーズを示す回答はなく、寄せられた回答は、「承諾」を継続して併用する実務上のニーズを示すものばかりだった。ことに異議を留めない承諾の有用性を指摘するものも目立った。現状では、債務者対抗要件（権利行使要件）については、「承諾」を継続して併用したいという、異論のない実務ニーズが示されているといえる。

5. 将来債権譲渡

○ 判例法理を踏まえて、将来債権の譲渡が原則として有効であること等についての明文化について

明文化のニーズを肯定する意見

- 将来債権の譲渡については、判例において肯定されているが、解釈にはいろいろな考え方があり、明文化は実務上望ましい。特に、倒産時における考え方については、管財人によりケースバイケースとなっており、確立されていないのが現状である（A-3）。
- 将来債権の譲渡については、実務上、譲渡対象となる将来債権の発生期間の特定に苦慮する。将来債権の譲渡が可能であることを明文化するに際しては、この点について、具体的な基準が規定されることが望ましい（A-7）。
- 将来債権の譲渡が原則として有効であること、債権譲渡の対抗要件の方法により第三者対抗要件を具備することができることについて明文の規定を設けることに賛成（A-7）。

明文化のニーズを特に感じないとする意見

- 過去の経験において、明文の規定が無いことにより不利益を被った事例はない（A-1）。
- ニーズにかかる具体例はありません（A-4）。
- 将来債権譲渡の効力の限界については、個々のケースでの判断となり、規定するとしても一般的な規定にならざるを得ないと思われるので、規定にどれだけの意味があるかは懐疑的（A-10）。

○ 公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界について

- 再生支援に向けた ABL の組成案件で、将来債権譲渡担保を活用したファイナンスが必須の状況において、どの程度「公序良俗」の観点を考慮すべきか、判断材料がなく、組成を断念したりその他の条件での組成をせざるを得ず組成まで時間を要したり、組成を断念せざるを得ないケースも考えられる（A-1）。
- 譲渡対象となる将来債権の発生時期について期間の制限を定めるべきとの意見については、実務の観点から反対する。発生期間を制限すると安定・継続的な債権譲渡契約の締結が難しくなる（A-2）。

（報告者コメント）

- ・ ABL に関しては、将来債権の譲受人たるレンダー側に、将来債権譲渡の有効性等を明文で規定することに対するニーズが認められたが、明文化に際して、公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界が規定されることが、将来債権の譲受人（ABL レンダー）に不利に働くのではないかが強く懸念されている。

6. その他

(報告者コメント)

- ・ その他の論点（「債務引受」、「契約上の地位の移転」又は民法（債権関係）全般）については、ABL 実務固有の実務ニーズは特に示されていない⁵。

以上

⁵ その他の質問及び回答の具体的内容については、別添資料を参照されたい。

(参考)「成長基盤強化を支援するための出資等に関する特則」

(2011 年 6 月 14 日 日本銀行)

以下は、2011 年 6 月 14 日付け日本銀行総裁記者会見要旨（日本銀行ウェブサイト
(<http://www.boj.or.jp/>) 2011 年 6 月 15 日付け発表) より抜粋（下線は、報告者によるものである）

「

総裁記者会見要旨 ー 2011 年 6 月 14 日（火）午後 3 時半から約 45 分
（問）本日の金融政策決定会合の結果について、ポイントをご説明下さい。

（答）（省略）

今回の会合では、昨年夏以来実施している成長基盤強化を支援するための資金供給について、今後の取り扱いを決定しました。本資金供給は、当初の狙い通り、金融機関がわが国経済の成長基盤の強化に向けて自主的な取り組みを進める上で、「呼び水」としての役割を果たしてきている、と評価しています。金融機関の取り組みをさらに後押ししていく観点からは、資金性資金の供給や、従来型の担保・保証に依存しない融資に着目して、今後、これを支援していくことが適当と考えられます。こうした判断に基づき、今回の会合では、金融機関による出資や動産・債権担保融資（いわゆる ABL）などの取り組みに対して、日本銀行が資金供給を行うために、新たに 5000 億円の貸付枠を設定することを決定しました。日本銀行としては、今回の措置によって、金融機関が金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを期待しています。」

「（問）成長基盤支援の新しい貸付枠設定関連で教えて下さい。動産や債権担保融資は、これまで金融機関や政府が取り組んできて、必ずしも拡がっていない実態があると思います。低利の資金を出したからといって、直ぐにそれで金融機関が貸出しを伸ばすというのはなかなか考えにくいような気がします。今回の貸付枠の設定は、過去の取り組み事例に照らしてどうお考えかという点と、中央銀行が金融の手法にまで踏み込んだ異例の措置を採ることの意義について、どのようにお考えか教えて下さい。

（答）ご指摘のように、ABL については関係する省庁あるいは金融機関でも近年、一生懸命取り組んできていますが、現状の市場規模は、統計によりますが 3000 億円または 4000 億円程度と、大きなマーケットではありません。私どもとしても、低利で融資を行うことだけによって ABL の市場が大きく拡大すると思っている訳ではもちろんありません。ただ、

万事全てそうですが、何か1つレバーを動かすことでたちどころに解決するというものがあれば、皆とっくにやっています。市場が発展する初期の段階では、市場が小さいために市場自体がなかなか発展しにくいという時期が必ずあると思います。私どもとしては、ABLを資金供給の対象にすることによって、ABLに対して、金融機関あるいは一般の企業の方が、さらに認識を高めていく、いわば「認知効果」を通じて少しでも市場を大きくしていく、これがまた好循環を生んでいくということも期待しています。それから、今回はこの措置を発表しただけですが、今後、そもそもABLの市場はどのような市場か、どういう課題を抱えているのかについても、日本銀行なりの分析をして発表したいと思っています。また、これは日本銀行の仕事では必ずしもありませんが、これまでも法律的な整備が行われてきました。さらに、政府や民間金融機関の努力で、電子債権の登録機関も生まれてきました。少しずつ制度やインフラは整備されてきていますが、まだ改善を要する面があるかもしれません。そうしたことについて、私どもは議論を興していきたいと考えています。」

以上